

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成23年11月25日

【計算期間】

第5期中（自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日）

【ファンド名】

ノムラ・ユーロ・レバレッジド・ローン・ファンド - クラスA
(Nomura Euro Leveraged Loan Fund)

【発行者名】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】

取締役会長 臼杵 肇

【本店の所在の場所】

ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand
Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】

弁護士 中村 貴子

【連絡場所】

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】

03 (6888) 5894

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

ノムラ・ユーロ・レバレッジド・ローン・ファンド - クラスA (Nomura Euro Leveraged Loan Fund)
(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1)【投資状況】

(2011年9月末日現在)

資 産 の 種 類	国 名	時価 (ユーロ)	投 資 比 率 (%)
国債	ドイツ	29,029,425	90.72
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		2,969,635	9.28
純資産総額		31,999,060 (3,510,616,873円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(注2) ユーロの円貨換算は、2011年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝109.71円）によります。以下、特別の定めのない限り、ユーロの金額表示はすべてこれによります。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

2011年9月末日および同日前1年間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)
2010年10月末日	35,987,156	3,948,150,885	40.35	4,427
11月末日	35,666,918	3,913,017,574	39.99	4,387
12月末日	36,254,443	3,977,474,942	40.65	4,460
2011年1月末日	35,860,933	3,934,302,959	41.23	4,523
2月末日	36,574,743	4,012,615,055	42.05	4,613
3月末日	37,507,807	4,114,981,506	43.12	4,731
4月末日	36,239,366	3,975,820,844	44.08	4,836
5月末日	36,955,127	4,054,346,983	44.95	4,931
6月末日	36,305,460	3,983,072,017	44.16	4,845
7月末日	34,199,894	3,752,070,371	44.22	4,851
8月末日	32,925,053	3,612,207,565	42.57	4,670
9月末日	31,999,060	3,510,616,873	41.37	4,539

【分配の推移】

期間	分配金（ユーロ）
2010年10月1日から2011年9月末日	0

【収益率の推移】

期間	収益率（％）（注）
2010年10月1日から2011年9月末日	3.58

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2011年9月末日の受益証券1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2010年9月末日の受益証券1口当たり純資産価格

2【販売及び買戻しの実績】

2010年10月1日から2011年9月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2011年9月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
0	165,690	773,410
(0)	(165,690)	(773,410)

(注) () の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

（１）【資産及び負債の状況】

純資産計算書
2011年 8 月31日現在
（ユーロで表示）

	注記	（ユーロ）	（千円）
資産の部			
投資有価証券—時価 （取得価額：29,683,710ユーロ）	2	29,041,350	3,186,127
銀行預金		2,077,429	227,915
未収収益		512,493	56,226
現金および現金等価物に係る利息		37,136	4,074
トータル・リターン・スワップに係る未収金		2,284,322	250,613
資産合計		33,952,730	3,724,954
負債の部			
銀行当座貸越		3,019	331
トータル・リターン・スワップ契約に係る未実現損失	12	835,701	91,685
未払費用	9	188,957	20,730
負債合計		1,027,677	112,746
純資産		32,925,053	3,612,208

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1口当たり純資産価格 （ユーロ）	（円）	発行済受益証券数
クラスA受益証券（ユーロ）	42.57	4,670	773,410

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2011年 8 月31日に終了した期間

期首現在発行済受益証券数	869,800
発行受益証券数	0
買戻受益証券数	(96,390)
期末現在発行済受益証券数	773,410

財務書類に対する注記

2011年8月31日現在

注1 - ファンド

ノムラ・ユーロ・レバレッジド・ローン・ファンド - クラスA（以下「ファンド」）は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」）の間で締結された、2006年12月7日付信託証書（2006年12月29日付追補証書により改訂済。）によって設定された。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠する複数クラスのユニット・トラストである。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されており、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」）に登録されている。この登録により、CIMAに対する目論見書および監査済財務書類の年次での提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社はルクセンブルグの会社である。

ファンドは、受託会社と管理会社の合意により延長されない限り、2017年2月28日に終了することを予定して設定されている。ただし、信託証書に記載の状況において、満了前に終了することがある。

ファンドの主な投資目的は、主に短期金融商品および欧州のレバレッジド・ローンに係るスワップ契約に投資を行うことにより、投資家のために安定した収益を上げることである。レバレッジド・ローンとは、銀行貸付、ハイ・イールド・ローンおよび機関投資家向けローンまたは単純に、投資適格未満のローンのことをいう。ファンドはその投資のためにトータル・リターン・スワップを用いたレバレッジを利用する予定である。

受益者には、ノムラ・ユーロ・レバレッジド・ローン・ファンド - クラスAがルクセンブルグの投資信託ではなく、したがって、ルクセンブルグの法律に服さず、ルクセンブルグの監督当局による監督下でない旨留意されたい。

2011年8月31日現在、クラスA受益証券のみが運用されている。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、投資対象の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成されている。以下は、ファンドに適用されている重要な会計方針の要約である。

投資対象の評価

受託会社の助言に基づき管理会社が別途定める場合を除き、ファンドの資産価格は、とりわけ以下の規定に従って決定される。

- (a) 満期までの残存期間が60日以内の短期金融商品については、(i)市場価格、()満期の61日前の日における市場価格と額面価格との差額を償却して、または()市場価格が入手できない場合には償却済原価で評価される。
- (b) 現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価される。
- (c) その他の資産は、適用ある会計原則に従い、または管理会社が誠実に決定するその他の方法により、管理会社が決定する公正価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。投資取引に係る実現利益または損失は、売却される投資対象の平均取得価額に基づいて算定される。支払が遅滞している場合または当該支払について投資顧問会社が疑わしいと判断する場合、ファンドは収益を計上しない。

外貨換算

ユーロ以外の通貨建てのすべての資産および負債は、期末日の為替レートでユーロに換算される。

外貨建て収益および費用は、取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建て投資有価証券の取得価額は、購入日の適用為替レートでユーロに換算される。

2011年8月31日現在の為替レート：

1ユーロ = 0.884517英ポンド

1ユーロ = 1.442999米ドル

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、公正価額で表示される。トータル・リターン・スワップは、容認された第三者から取得した対象のシニア・ローンの月毎の価格に基づき値洗いされ、相手方からの評価と照合される。純資産計算書において、未実現利益は資産、未実現損失は負債として計上される。この評価により生ずる未実現利益または損失の変動は、運用および純資産変動計算書において認識される。支払利息と受取利息の純差額は、運用計算書のトータル・リターン・スワップに係る純利息において認識される。

注 3 - 保管会社の報酬

保管会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、最低年間報酬を7,500ユーロとし、各評価日におけるファンドの純資産額の年率0.03%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。保管会社は、保管会社または副保管会社をいつでも任命することができ、その報酬および経費はファンドの資産から支払われるものとする。

注 4 - 事務代行会社の報酬

事務代行会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、最低年間報酬を37,500ユーロとし、各評価日におけるファンドの純資産額の年率0.15%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 5 - 受託会社の報酬

受託会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の年率0.01%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 6 - 管理会社の報酬

管理会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の年率0.01%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 7 - 投資顧問会社の報酬

投資顧問会社は、その役務につき、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率1.25%に等しい額（およびファンドのために直接負担した立替実費を含む。）を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

さらに、投資顧問会社は、ファンドの資産から管理会社より成功報酬（以下「成功報酬」）を受け取ることができる。成功報酬は、毎年2月の最終暦日に終了する12ヶ月間（会計年度末）ごとに算出される。成功報酬は、毎月発生する。各受益証券に係る成功報酬は、各会計年度について、当該会計年度における受益証券1口当たり純資産価格の、受益証券1口当たり基本純資産価格からの増加額の20%に等しい額となる。受益証券1口当たり基本純資産価格とは、受益証券が発行された時点における受益証券1口当たり純資産価格または、かかる受益証券が発行済みである前会計年度末（もしあれば）に得られた受益証券1口当たり純資産価格の最高額のいずれか高額の方をいう。各会計年度に係る成功報酬は、未払の成功報酬控除前の純資産価格を参考に算出される。成功報酬は、通常、各会計年度末から7日以内に後払いで投資顧問会社に支払われる。ただし、会計年度中に受益証券が買戻された場合は、当該受益証券に関する未払の成功報酬は、受益証券が買戻された日から10日以内に支払われる。投資顧問契約が会計年度中に終了した場合、直近の会計年度中の成功報酬は、契約が終了した日を当該期間の終了日として計算され、支払われる。

注 8 - 代行協会員の報酬

代行協会員は、ファンドの会計年度の四半期毎に、ユーロで支払われる報酬として、目論見書の規定に基づき算出される各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.40%に等しい額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができる。

注 9 - 未払費用

（ユーロ）

投資顧問会社報酬

107,946

代行協会員報酬	34,462
事務代行会社報酬	12,926
保管会社報酬	2,592
受託会社および管理会社報酬	1,727
海外登録費用	13,692
立替実費	1,722
専門家報酬	13,890

未払費用	188,957
------	---------

注10 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、または受益者に対するファンドの分配金に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産価格の支払に対して適用される源泉徴収税はない。ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注11 - 分配

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、受益者の保有受益証券口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができる。分配は、当該基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2011年8月31日に終了した期間において、ファンドは、受益者に対する分配を行わなかった。

注12 - トータル・リターン・スワップ

2011年8月31日現在、ファンドの未決済のトータル・リターン・スワップは以下のとおりであった。

通貨	額面価格	内容	未実現(損失)/利益 (ユーロ)
ユーロ	24,382,828	TRS JPMORGAN CHASE BANK: ローン 対ユーロ-EURIBOR-テレレート	(298,264)
英ポンド	7,224,324	TRS JPMORGAN CHASE BANK: ローン 対英ポンド-LIBOR-BBA	(785,167)
米ドル	3,872,225	TRS JPMORGAN CHASE BANK: ローン 対米ドル-LIBOR-BBA	247,730
			(835,701)

トータル・リターン・スワップの基礎となる投資ポートフォリオは、主に、注1に記載されている欧州のレバレッジド・ローンにより構成されている。

注13 - 投資有価証券明細表の変動

2011年8月31日に終了した期間中の、ファンドのポートフォリオの変動明細表は、請求することで、ファンドの登記上の事務所において無料で入手可能である。

(2) 【投資有価証券明細表等】

【投資株式明細表】

該当事項はありません。

【株式以外の投資有価証券明細表】

(2011年 8 月31日現在)

額面価額		取得価額		時価		純資産に 占める 割合
(ユーロ)	銘柄	(ユーロ)	(円)	(ユーロ)	(円)	(%)
ドイツ						
国債						
	BUNDES DEUTSCH 4.25% 04/07/14 *	29,683,710	3,256,599,824	29,041,350	3,186,126,509	88.20
		29,683,710	3,256,599,824	29,041,350	3,186,126,509	88.20
	ドイツ合計	29,683,710	3,256,599,824	29,041,350	3,186,126,509	88.20
投資有価証券 合計		29,683,710	3,256,599,824	29,041,350	3,186,126,509	88.20

* デリバティブ取引に対する担保証券

【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

【その他投資資産明細表】

(2011年 8 月31日現在)

種 類	銘 柄	額面価格		未実現利益 / 損失	
			(円)	(ユーロ)	(円)
トータル・ リターン・ スワップ	TRS JPMORGAN CHASE BANK:ローン 対ユーロ-EURIBOR-テレレート	24,382,828 ユーロ	2,675,040,060	-298,264	-32,722,543
トータル・ リターン・ スワップ	TRS JPMORGAN CHASE BANK:ローン 対英ポンド-LIBOR-BBA	7,224,324 英ポンド	905,063,311	-785,167	-86,140,672

トータル・ リターン・ スワップ	TRS JPMORGAN CHASE BANK:ローン 対米ドル-LIBOR-BBA	3,872,225 米ドル	301,065,494	247,730	27,178,458
------------------------	---	------------------	-------------	---------	------------

(注１) 英ポンドおよび米ドルの円貨換算は、2011年10月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１英ポンド＝125.28円および１米ドル＝77.75円）によります。

(注２) テレレート：アメリカのマーケット情報配信会社。LIBOR等を始めとする各種金融情報を配信しています。
BBA：英国銀行協会(British Bankers' Association)

【借入金明細表】

該当事項はありません。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,114万円）で、2011年9月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約274万円）の記名式株式15株を発行済です。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

i）管理会社の事業の内容および営業の概況

管理会社の目的は、投資信託の運用です（投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（以下「2010年法」といいます。）の第125(1)条に規定しています。）。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2010年法の第16章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

管理会社は、2011年9月末日現在、121本の投資信託の管理・運用を行っています。

（2011年9月末日現在）

国別（設立国）	種別（基本的性格）	サブ・クラスの本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	4,692,460,851.65米ドル
		2	543,070,914.56ユーロ
		1	3,369,205,156.61豪ドル
		1	154,317,692.55カナダドル
		1	925,816,280.80ニュージーランドドル
		1	104,209,399.29英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	1,883,614,893.61米ドル
		8	105,347,136.64ユーロ
		3	23,206,513.19英ポンド
		5	437,407,715.60ニュージーランドドル
		14	234,287,199,413円
		4	48,751,350.72カナダドル
		8	1,167,266,628.32豪ドル
ケイマン諸島	その他のファンド	25	99,020,027,796円
		6	1,099,677,548.15豪ドル
		18	1,166,952,390.43米ドル
		1	31,999,059.79ユーロ
		3	417,677,261.10ニュージーランドドル
		1	271,176,163.70南アフリカ・ランド

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ファンドの管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、2006年12月7日付信託証書および2006年12月29日付追補証書（以下合わせて「信託証書」といいます。）に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグで設立され、事務代行会社を務めるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（以下「事務代行会社」といいます。）の完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、ファンドの受益証券（以下「受益証券」といいます。）の発行をファンドの勘定で行う排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）ならびに受益証券1口当たり純資産価格の計算についても責任を有します。

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）に明示的に規定される場合を除き、管理会社は自己に付与されたあらゆる権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の一部または全部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委任する権限を有します。管理会社は、いずれかの受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、または管理会社の未必の故意によるその義務の無視による行為でない限り、適用ある法に規定される事項については、受任者もしくは再受任者側の不適切な振る舞いまたは不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。管理会社のこれらの義務の一部は、販売会社を務める野村證券株式会社、投資顧問会社を務めるアルセントラ・リミテッドおよび事務代行会社に委託されています。

信託証書に基づき、管理会社は、管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為または不作為についてのみ責任を有し、それ以外の作為または不作為については責任を負いません。受益者は、かかる請求、訴訟行為、要求または権利主張が管理会社の故意による懈怠、詐欺または過失に起因する場合を除き、管理会社に起因する請求、訴訟行為、要求または権利主張については、ファンドの資産に対してのみ償還を請求するものとします。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドに関連するあらゆる訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対し、ファンドの資産に対して補償および償還を請求するものとします。かかる補償請求は、管理会社の故意による懈怠、詐欺もしくは過失、もしくは管理会社の未必の故意によってその義務を無視することによる作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、過去または現在の受益者から補償を受ける権利を有しません。

管理会社は、受託会社を務めるグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニーに対する60日以上前の書面による通知により、辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。受益者はいつでも、受益者の決議により、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することができます。

（３）【その他】

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【管理会社の経理の概況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2011年10月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝109.71円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

ルクセンブルグ

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2011年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

ケリー・ニコル

2011年5月13日、ルクセンブルグ

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
Luxembourg

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2011 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Responsibility of the Board of Directors ' for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, May 13, 2011

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、2009年5月12日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2010年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2010年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ケリー・ニコル

2010年4月19日、ルクセンブルグ

Independent Auditor ' s Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 12, 2009, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2010 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d ' Entreprises "

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the " Institut des Réviseurs d ' Entreprises ". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the " Réviseur d ' Entreprises ", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the " Réviseur d ' Entreprises " considers internal control relevant to the entity ' s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Soci é t é Anonyme
Réviseur d ' Entreprises

Kerry Nichol

Luxembourg, April 19, 2010

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2011年３月31日現在

（ユーロで表示）

	2011年３月31日終了年度		2010年３月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
資産				
固定資産				
金融資産（注３）	776,794	85,222	1,120,404	122,920
流動資産				
１年以内期限到来債権	290,340	31,853	208,155	22,837
現金預金	2,234,993	245,201	1,739,069	190,793
その他の未収金（注11）	1,952	214	—	—
未収納税引当金（注６）	—	—	44,094	4,838
	<u>3,304,079</u>	<u>362,491</u>	<u>3,111,722</u>	<u>341,387</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注４）	375,000	41,141	375,000	41,141
法定準備金（注５）	37,500	4,114	37,500	4,114
その他準備金（注５）	1,635,000	179,376	1,363,000	149,535
当期利益	1,091,542	119,753	1,312,158	143,957
	<u>3,139,042</u>	<u>344,384</u>	<u>3,087,658</u>	<u>338,747</u>
債務引当金				
納税引当金（注６）	144,337	15,835	—	—
未払金				
為替先渡契約未実現純損失	—	—	3,364	369
未払費用（注７）	20,700	2,271	20,700	2,271
	<u>3,304,079</u>	<u>362,491</u>	<u>3,111,722</u>	<u>341,387</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2011年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	2011年3月31日終了年度		2010年3月31日終了年度	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他営業費用	113,342	12,435	52,200	5,727
金融資産の評価調整 / （繰戻）（注3）	(43,136)	(4,732)	(221,501)	(24,301)
純為替差損（注8）	27,584	3,026	18,253	2,003
金融資産売却実現損失	108,442	11,897	41,984	4,606
所得税（注6）	188,431	20,673	209,065	22,937
当期利益	1,091,542	119,753	1,312,158	143,957
費用合計	<u>1,486,205</u>	<u>163,052</u>	<u>1,412,159</u>	<u>154,928</u>
収益				
純売上高（注1）	1,428,028	156,669	1,362,473	149,477
その他利息および類似収益（注12）	1,577	173	19,383	2,127
金融資産からの収益（注9）	56,600	6,210	30,303	3,325
収益合計	<u>1,486,205</u>	<u>163,052</u>	<u>1,412,159</u>	<u>154,928</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2011年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“Société Anonyme”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グランド1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日において特定の金融商品を買収するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注 3 - 金融資産

2011年 3 月31日に終了した事業年度中、金融資産は、投資信託の受益証券への投資および関連会社株式の引受により構成されていた。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	投資信託の 受益証券への投資 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,335,110
期中取得額	158,693
期中処分額	(542,075)
期末現在	951,728
評価調整	
期首現在	(218,070)
期中評価調整	43,136
期末現在	(174,934)
期末純評価額	776,794
期末市場価格	882,795

投資信託の受益証券への投資

当社は、投資信託の参加持分の20%超を占める受益証券を保有していない。

注 4 - 資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1 株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注 5 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2010年 3 月31日現在残高	37,500	1,363,000	—
前期の利益	—	—	1,312,157
準備金の取崩し	—	(433,000)	433,000
利益処分	—	705,000	(705,000)
配当金	—	—	(1,040,157)
2011年 3 月31日現在残高	37,500	1,635,000	—

2011年3月16日、当社は、唯一の株主であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーに対して配当金1,040,157ユーロを支払った。

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2011年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,635,000ユーロであり、これは、2005年から2010年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2011年には、2002年、2003年および2004年の資産税準備金のうち合計433,000ユーロが取り崩された。年次株主総会で承認された後、705,000ユーロを2009年および2010年の資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金として割り当てた。

注6 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

注7 - 未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失で構成されている。

注8 - 純為替差損

	2011年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2010年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純損失	22,268	16,287
派生商品および為替契約に係る未実現損失の純増減	5,316	1,966
	<u>27,584</u>	<u>18,253</u>

注9 - 金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2011年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2010年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	56,600	30,303
	<u>56,600</u>	<u>30,303</u>

注10 - スタッフ

当社には、2011年および2010年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11 - その他の未収金

貸借対照表日現在、その他の未収金（ヘッジ目的のために保有される未決済為替先渡契約）は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	価額 (ユーロ)
ユーロ	68,763	日本円	7,927,008	2011年6月30日	790
ユーロ	509,120	米ドル	717,180	2011年6月30日	1,162
					<u>1,952</u>

注12 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2011年3月31日に終了した事業年度に1,577ユーロの利息が生じた（2010年：19,383ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2011
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended March 31, 2011</i>	<i>Year Ended March 31, 2010</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	776,794	1,120,404
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	290,340	208,155
Cash at bank	2,234,993	1,739,069
Other receivables (note 11)	1,952	--
Receivable provision for taxation (note 6)	--	44,094
	<u>3,304,079</u>	<u>3,111,722</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed Capital (note 4)	375,000	375,000
Legal Reserve (note 5)	37,500	37,500
Other Reserves (note 5)	1,635,000	1,363,000
Profit for the financial year	<u>1,091,542</u>	<u>1,312,158</u>

	<u>3,139,042</u>	<u>3,087,658</u>
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	144,337	--
ACCRUALS		
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts	--	3,364
Accrued expenses (note 7)	<u>20,700</u>	<u>20,700</u>
	<u>3,304,079</u>	<u>3,111,722</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
 Profit and Loss Account
 for the year ended March 31, 2011
 (expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2011</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2010</i>
CHARGES		
Other operating charges	113,342	52,200
Value adjustment/(reversal) in respect of financial assets (note 3)	(43,136)	(221,501)
Net exchange loss (note 8)	27,584	18,253
Realised loss on sales of financial assets	108,442	41,984
Income taxes (note 6)	188,431	209,065
Profit for the financial year	1,091,542	1,312,158
Total charges	<u>1,486,205</u>	<u>1,412,159</u>
INCOME		
Net turnover (note 1)	1,428,028	1,362,473
Other interest and similar income (note 12)	1,577	19,383
Income from financial assets (note 9)	56,600	30,303
Total income	<u>1,486,205</u>	<u>1,412,159</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2011

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A – 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as "Net turnover".

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate

prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under managements. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustments are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance

sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

During the year ended March 31, 2011, financial assets consisted of investments in units/shares of investment funds and shares in affiliated undertaking. Movements in financial assets are summarised as follows:

	<i>Investment in units/shares of investment funds EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	1,335,110
acquisitions during the year	158,693
disposals during the year	(542,075)
at the end of the year	951,728
Value adjustments	
at the beginning of the year	(218,070)
value adjustments for the year	43,136
at the end of the year	(174,934)
Net value at the end of the year	776,794
Market value at the end of the year	882,795

Investment in units/shares of investment funds

The Company does not have any holdings in units/shares representing more than 20% of participating interest in the investment funds.

Note 4 – Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 – Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2010	37,500	1,363,000	--
Previous year 's profit	--	--	1,312,157
Release of reserve	--	(433,000)	433,000
Appropriation of profit	--	705,000	(705,000)
Dividends	--	--	(1,040,157)

Balance as at March 31, 2011	37,500	1,635,000	--

On March 16, 2011, the Company distributed a dividend of EUR 1,040,157 to its sole shareholder, Nomura Bank (Luxembourg) S.A.

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under "Other reserves".

As at March 31, 2011, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,635,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2005 to 2010.

In 2011, the 2002, 2003 and 2004 net worth tax reserve were released by an aggregate amount of EUR433,000. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 705,000 was allocated to restricted reserves corresponding to five times the amount of the 2009 and 2010 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities. In case of excess of advances compared to the tax liabilities, the net amount is recorded in the balance sheet as "Receivable provision for taxation".

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable and unrealized losses on forward foreign exchange contracts.

Note 8 – Net Exchange Losses

<i>Year Ended</i>	<i>Year Ended</i>
<i>March 31,</i>	<i>March 31,</i>
<i>2011</i>	<i>2010</i>

Net realised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	22,268	16,287
Net change in unrealised loss on derivative instruments and foreign currencies contracts	5,316	1,966
	<u>27,584</u>	<u>18,253</u>

Note 9 – Income from Financial Assets

Income from financial assets comprises:

	<i>Year Ended March 31, 2011</i>	<i>Year Ended March 31, 2010</i>
Dividend received	56,600	30,303
	<u>56,600</u>	<u>30,303</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the financial years 2011 and 2010.

Note 11 – Other receivables

At the balance sheet date, other receivables represents outstanding forward foreign exchange contracts held for hedging purposes are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Value in EUR
EUR	68,763	JPY	7,927,008	June 30, 2011	790
EUR	509,120	USD	717,180	June 30, 2011	1,162
					<u>1,952</u>

Note 12 – Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded interest of EUR 1,577 for the year ended March 31, 2011 (2010: EUR 19,383). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

（２）【損益の状況】

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。